





下野國誌序

古語有言歌人者居知名所也。所以其居知名所者何乎。以志紀也。按舊史。元明帝和銅六年。命諸國司使土地。汝壻山川原野。名稱所由。及古老相傳。舊聞異事。載史籍。言上云云。於是乎。始有諸國風土紀。又延長之朝。有使勘進風土紀之令。

之僅存者。二三國紀。予後有德國風  
土紀者。詭譎附會。不可信也。蓋古  
古今興廢。故有遷乎山川。亦望  
之名號。城邑村里之稱。亦以改而能  
其沿革之事。是以古無法國。漢有  
國郡府志。遊行紀名。所國會等之  
近。又昌平。學館。置地志之官。以  
輯錄。關東之勝蹟舊事。雖然。八州

之地。家廣大。六十餘年。而二三州志。成  
矣。時余天保癸卯之秋。畫討府屬  
郡之司稅。在下毛芳賀郡東鄉。弘化  
丁未之冬。增加任地。從同郡真國之  
公解。里中有守弘者。着下野國誌  
十二卷。請上梓。而以公于世也。余以為  
學館地志。官所撰。下野志。未成。雖  
其體裁。格法。精粗。不同。而必資於

輯錄也。昔者管仲覓海於老馬  
耳於能無詰之遂。況於士人。士人強  
辨地理。況於士人之有志地理者乎。  
多弘者深志地誌者歟。守弘本回耶。  
夫道泉之。心。世農家也。姓河。唯通  
稱伊。右。唐。弱。斷。好。國。學。嗜。傷。於。壯  
歲。嘗。讀。德。國。風。土。記。名。誌。德。嘆。曰。  
士也。法。清。明。文。物。之。盛。我。不。毛。州。若。

關東之國。而南隣武陽。北接奧羽。奧  
羽二州。既有觀點。聞表志。行于世矣。吾國獨  
無誌。記者何。在於是。始。有。欲。集。錄。國。誌  
之志。遂。嗣。其。志。於。孫。家。富。真。同。之  
般若寺。後。隱。栖。里。中。普。巡。行。國。中。  
踰。嶺。登。危。訪。勝。探。奇。或。遊。東。都。於。友  
人。黑。川。喜。村。抄。寫。為。書。之。便。著。述。者  
或。豈。二。其。山。觀。秘。閣。圖。籍。之。引。用。









補履。年疲於板。援趾病於  
跋涉。飽歷危險。縱其壯觀。  
彌始。愜其意焉。若夫無勝  
情焉。無勝具焉者。欲往縱  
其竒觀。山靈必騰憤。拒其  
妄轡。豈亦能炫其竒哉。下

野芳賀河野氏郡之著姓  
也。世光纘祖業而不墜。以  
至今守弘。非特博覽洽聞。  
得之天資。又有勝情矣。有  
勝具矣。國中名山大川。皆  
縱登涉之觀。奧蹟幻境。或

昔顯而今晦。或近狃於耳目。而人不及知其奇者。必廣蒐蒐。審索著下野國誌十有二卷。凡地理險易。戶口登耗。以及明神降格之靈蹤。高僧雨華之道場。英雄用武之壯圖。賢士淑媛之芳躅。水陸物產之微悉。徵之古歌。考之往牒。以辨謠俗。俚諺。無稽之談焉。其博大之學。考鏡之力。非近世坊間有圖會之編。沉設牽

含以自貽笑於大方者之  
流亞矣。余自少好遊四方。  
嘗聞下野山水之奇而今  
矣矣。自傷登涉之艱已而  
得披覽此編。自謂不出門  
不運几。坐而為此快觀。壯

遊焉不亦幸甚乎。乃蹶然  
而起。以記余喜。

庚戌春二月

綾瀨龜田梓撰



淡路島  
下野國誌序  
島嶼之形  
淡路島  
淡路島  
淡路島  
淡路島  
淡路島  
淡路島  
淡路島  
淡路島

わが兼好もたの乳下四とわよふをくくすは  
雨くをかきおろさく見をせと心にさく雨く  
さくさくをけりりのむくし好ゆ美志かあつり  
おめうこ年月ふそそ安蘇の川原にわき  
石を踏むあまの住の崎ふ子に枕を結ぶ  
山草花の橋をけりりてあまの住の来れ下野路  
濡れ二子の山をこしとて山のたしあまの乳を  
たのたまへ伊吹の山をこしとてあまの乳を

らけて極草を六六のついでとねむらせり  
室にや一箇の夕燈をたもていゝきき  
志の先那須野に於て傳の志をたもて  
三三後の山に小橋の如くさるゝと志をたも  
何と旅の衣にほらさるゝと志をたも  
年月をたもて旅の志をたもて  
ふりて一は終業少天に林にやまをたも  
日暮をたもて旅の志をたもて

はうりたむらひとよまて一物に終業再ら杖を  
安くとつての山の神にぬらうき補陀海の  
峯に佛をあやまて一物に終業をたもて  
終つた社をたもて一物に終業をたもて  
ふりて山に終業をたもて一物に終業をたも  
しる無とつて一物に終業をたもて一物に終業を  
海をたもて一物に終業をたもて一物に終業を  
傳ぬ志に何れも終業をたもて一物に終業を

比、人、物、人の  
 を、物、人の  
 あ、物、人の  
 何、物、人の  
 手、物、人の

城守記

*[Faint handwritten bleed-through text from the reverse side]*

### 下野國誌目錄

#### 一之卷

#### 毛野名義

國造本紀をちりぬ古書の  
 考証を擧て委しく并べ

#### 郷名存廢

和名抄不載る郷名の  
 存廢を記して委しく記す

下野九郡大略分間繪圖 每郡山川名所勝地神社佛閣古城跡驛路道法寺  
 繪圖 每郡高分村數之次第

#### 二之卷

#### 名所勝地

万葉集を始め代々撰集歌合其外家々の集よりハ物語日記紀行等  
 近世に至る迄もより載せしめたるものハ別小論にあり

- 黒髮山 日光山古繪圖 二荒山 歌濱 瀧尾 二本杉 山菅橋
- 伊吹山 標茅原 室八嶋 糠ノ森 三嵯山 駅 三香保崎 関
- 安藝川原 三嵯山 三香保關 佐野田 安藝川原 安藝山 眺望之園
- 安藝沼 安藝山 佐野 中川 船橋田 二子山 寒川 宇都宮 里

衣川 塩屋里 狐川里 那須野 淘汰金 温泉 殺生石之説 朽木柳  
姿川 都賀山 真岡里 庚申山 檀山之論

三之卷

神祇鎮座

日光 御宮と始め奉り神名帳に載り神社其外古く志づりいひは社  
わきまありしきし諸人の敬い其名高くそりりしり載せり

東照宮 日光大権現 大神社 大前神社 村檜神社 二荒山神社

同什寶人麻呂畫像 同秀郷朝臣寄置堯之圖 同正殿高欄擬寶珠之圖

大前神社 同大黒天木像之圖 荒檜神社 健武山神社 温泉神社

同什寶九勝鹿角之圖 同那須宗隆鎬矢之圖 三和神社 阿房神社

胸形神社 高槁神社 惣社六所大明神 野木大明神 太平大権現

尾鑿天権現 鹿沼今宮大権現 村井女躰権現 小山半頭天王 皆川山王

川原田月讀社 綾津八幡社 西方近津明神 壬生雄琴明神 小来川星明神

小藥稻荷明神 太田聖天羽黒権現 雀明神 白鷺明神 多功星明神

磯部明神 吉田八幡宮

四之卷

神祇鎮座

上小舉一 如く一庄一郷の鎮守  
さるゝ由緒ありし記

箕輪熊野権現 大羽綱明神 益子高館権現 中村八幡宮 同什寶

源頼朝御簡札之圖 長沼八幡宮 龜岡八幡宮 祖母井子安明神

高尾温泉明神 同什寶那須資隆琵琶之圖 八幡村八幡宮 金丸八幡宮

境明神 木幡大明神 常根権現 氏家今宮明神 同棟札之圖 田沼稻荷明神

平后権現 朝日森天満宮 佐野星明神 同鷲明神 時平明神 根本山神

忠綱明神 人麻呂明神 浅田明神 赤城明神 樺崎八幡宮 八幡村八幡宮

聖廟學校

足利學校の考証を  
舉ぐ諸説を記し

足利聖像 同小野篁卿之像 同學校藏書目錄

五之卷

下野國誌目錄

佛閣僧坊

日光山満願寺の諸縁起古文書を悉く載せり  
並に國分寺の考証國史を引く委しく記す

日光山満願寺 開山勝道上人之像 座主初祖教旻僧都之像  
日光大權現本地佛馬頭觀音木板之圖 國分村國分寺

六之卷

佛閣僧坊

古寺々の限り舊記縁起を引く國史を引く  
事ども悉く記す

小野大慈寺 大山藥師寺 同戒壇開基鑑真大和尚之畫像 那須雲岩寺  
関山佛光禪師之像 同佛國禪師之像 塩原妙雲寺 山田大中寺

七之卷

佛閣僧坊

高田山長沼道場等諸証を引く記は其外古寺々々を引く  
由緒詳あらずし寺領等あらず本寺の限りは残らば記す

高田山專修寺 関山親鸞聖人自筆四句文 同聖德太子之像 長沼宗光寺  
大道大講堂 堀込金剛院 久下金求寺 同福聚寺 同芳全寺 大根田大悲閣

中村莊巖寺 同遍照寺 真岡般若寺 同圓林寺 同海潮寺 同長蓮寺  
同東光寺 毘普門寺 水沼常珍寺 昇瑞光寺 中里無量寺 延生地藏堂  
高岡佛等 尊孛雞足寺 同西明寺 大沢圓通寺 太平安善寺 大羽地藏院  
関山宇都宮朝綱入道之像 稻毛崇真寺 根本能仁寺 竹下同慶寺 小貫安養寺  
茂本能持院 高岡安樂寺 祖母井東傳寺 山本光明寺 赤羽慈眼寺 千本長安寺  
下橋養膳寺 宇都宮粉河寺 同寶藏寺 同興禪寺 同東勝寺 同清巖寺  
同慈光寺 同成高寺 同桂林寺 同能延寺 同千手院 同生福寺  
同延命地藏堂 同蓬萊觀音堂 同吉祥寺 同一向寺 同長樂寺 同觀專寺  
同安養寺 同妙正寺 同妙金寺 同應願寺 粟嶋金剛寺 大谷大悲閣  
甲下無動閣 古加志大日窟 石田感應寺 上三川普門寺 同長泉寺 同善應寺  
多功建昌寺 汗藥師堂 刑部成願寺 蓼沼満福寺

八之卷

佛閣僧坊

上小同く新古小わづら末寺等あり  
寺々の諸宗々々残らば記す

烏山泉溪寺 同慈願寺 瀧村泰平寺 田倉安樂院 馬頭馬頭院 同乾徳寺



佐良玉法輪寺 関山文覺上人鈴之圖 太田原光真寺 同龍泉寺 同瑠璃殿  
 福原金剛院 同西光院 同如来堂 片平常圓寺 上瀧法善寺 伊野聖福寺  
 同專稱寺 沢村觀音寺 佐久山正淨寺 喜連川龍光院 同璉光院 同慈光寺  
 東泉鏡山寺 中村石地藏寺 山大悲閣 佐貫大悲窟 氏家西導寺 同索麵地藏堂  
 川崎長興寺 今市如来寺 木村華嚴寺 半田醫王寺 同弘法大師之像 壬生興正寺  
 同興光寺 飯塚台林寺 國府勝光寺 南摩寶藏寺 家中光明寺 木地東善光寺  
 箱森惡五郎堂 梅沢華藏寺 鍋山寶蓮寺 玉田瑞光寺 加園東園寺 藥師之像  
 同興源寺 稻葉圓宗寺 水代延命寺 同大中寺 田村觀明寺 朽木圓通寺  
 横堀久遠院 高島寶藏寺 富田如意輪寺 同玉正寺 皆川傑岑寺 同金剛寺  
 同持明院 山田清水寺 曲嶋瀧水寺 駒場惠生院 卒嶋新善光寺 小井慈眼寺  
 同蓮行寺 小山持寶寺 同興法寺 同天翁院 立木滿願寺 小藥長榮寺  
 同稱念寺 上泉圓滿寺 大宮如意輪寺 同普賢院 同光水寺 花見岡蓮華寺  
 平井千手堂 岩松地藏堂 小野住林寺 仙波金藏院 野渡滿福寺 寒川龍樹寺  
 鏡村觀音寺 出流山大悲窟 佐野惣宗寺 同寶龍寺 同金胎寺 同大雲寺  
 同大庵寺 同妙顯寺 朽本本光寺 山越密藏院 並木安樂寺 植野東光寺  
 同大聖院 下原高平寺 戸原良種德院 足利鑊阿寺 行道山常因寺 助戸權現堂  
 山下光明寺 小俣雞足寺 大岩最勝寺 島田覺本寺

### 九之卷

#### 古城盛衰

大系圖姓氏錄を始め其家々の系譜數本を集め十四卷系圖二十卷  
 系圖諸氏系圖より東鑑其外諸軍記古文書記録等と考合て記以

宇都宮城 同系譜 同始祖大織冠鎌足公之像 宇都宮公綱朝臣之像  
 氏家城 同系譜 塩谷城 同系譜 横田城 同系譜  
 上三川城 同系譜 多功城 同系譜 宇都宮廣綱朝臣贈多功  
 石見入道闇礫軒書翰

### 十之卷

#### 古城盛衰

上小同く考証を引て  
 其始終を委しく記以

武茂城 同系譜 芳賀城 同系譜 同伊賀守高貞之感状  
 同刑部大輔建高 同右兵衛尉高経 同左衛門大夫高定 同伊賀守高繼

等之花押 益子城 同系譜 壬生成 同系譜 那須城  
 同系譜 同修理大夫資晴之書翰 同與一宗隆之花押同射扇的  
 之圖

十一之卷

古城盛衰

上小同く始祖いさく後孫の  
 榮枯等に至るまで委しく記し

小山城 同系譜 鎮守府將軍藤原秀郷朝臣之像 附昆食象之圖  
 長沼城 同系譜 皆川城 同系譜 藥師寺城 同系譜  
 足利城 同系譜 足利式部大輔源義國之像 同征夷大將軍尊氏卿之像  
 同系譜 佐野城 同系譜 阿曾沼城 同系譜 小野寺城  
 同系譜

十二之卷

古碑墳墓

那須國造の碑文の諸論をとりあ  
 其外古墳碑銘等の考証記し

那須國造碑 同全圖 同碑正面摺 同解諸名家之論 同車塚  
 同器物之圖 鑑真大和尚碑 弓削道鏡墓 宇都宮鉄率塔婆  
 同全圖 同碑文解 樋爪五郎季衡石塔 鴛鴦塚 妙吉侍者石塔  
 筑後守貞能入道墓 清水冠者義隆墓 赤松律師則祐墓  
 万里小路藤房卿遺跡 同古鏡之圖 尾藤左衛門尉墓 猪苗代兼裁墓

國産名物

延喜式とけりめ近世小至るまで諸書に載せしる儘を限り  
 舉りあつた外より國産物とありしもの古くより今もその記す

毛氈 砂金 調布 同真岡晒布 牧馬 下毛草 同寫生  
 日光黄連 同人參 同蕃椒 大山田蔦草 鹿沼麻 伊吹艾  
 衣川黄骨魚

下野國誌一之卷

芳賀百姓越智直守弘識

毛野名義



國造本紀○レモツケヌノ下毛野國造クニニミヤツコナニ難波高津朝御世元毛野  
クニニミヤツケテナス國分為上下モトヨ豊城命四世孫奈良別初賜國造ハタカツノミカドノヨモトノケヌノ  
 高津朝ハタカツノミカド八人皇第十七代 仁德天皇の御時を申奉るなり奈良別ハ  
 姓氏録シヤクニ奈良君とあると同一人なるべし然サて初字の下モト定字脱  
クニニミヤツケテナスしる所シヤクら他タの例レニ定賜ニとありつゝハ云國造クニニミヤツコナニの造字をミヤツコト唱  
クニニミヤツケテナスしる所シヤクら御臣ミヤツコと云義タあり造字クニニミヤツコナニを用レはハその國を經營クニニミヤツコナニする意タなりハなり  
 古事記水垣宮卷ミヅカキノミヤノマキ下御真木八日子印惠命ミマキノヤチノイニエノミコト云男ヒコ

ミコナハレラフヒメミコイツハラロ  
王七女王五云故伊久米伊理毘古伊佐知命者  
アメノシタレシメキツキニトヨキイリヒコノミコトハ  
治天下也次豊木入日子命者上毛野君下毛野  
君等之祖也。オヤナリ

日本書紀崇神天皇四十八年夏四月戊申朔丙

寅立活目尊為皇太子以豊城命令治東是上

毛野君下毛野君之始祖也。オヤナリ

同天武天皇十三年十一月下毛野君賜姓曰朝臣

姓氏錄左京皇別下毛野朝臣崇神天皇皇子豊城入

彦命之後也といふゆ

是より以下續紀續後紀寺を擧るハ下毛野君の末葉國々別れを徴すし料のこ

續日本紀卷廿九小陸奥國信夫郡人吉弥侯部

廣國下毛野静尸出玉造郡人吉弥侯部念丸等

七人下毛野俯見公フシミノキミと云姓を賜ふことといふ本居宣長

云静尸出ハ静尸公を誤るゝと云り安達郡ハ静尸郷あり安達と信夫と隣りて郡あり考らるべし

同卅七小吉弥侯横刀吉弥侯夜須麻呂並賜下

毛野朝臣吉弥侯間人同姓總麻呂並賜下毛野

公云云々云々云々

類聚國史卷五十四小嵯峨天皇弘仁十四年三月丙辰朔甲戌下野國芳賀郡人吉弥侯部道足女授少初位上免田租終其身標門閭以褒至行也道足女同郡少領下野公豊繼之妻也夫亡之

後誓不再醮常居墓側哭不絕聲とあり節婦のこと、此外は彼是

後紀卷三十一近江國人志賀忌寸田舍麻呂寺四人賜姓下毛野朝臣云々同卷九十九陸奥國人文部繼成等廿六人賜姓下毛野陸奥公あといふことありさて當國那須郡湯津上村に那須國造那須直韋提と云人の碑ありてその文一殞公廣氏尊胤と記し是は姓氏録に廣來津公豊城命三世孫赤麻呂依家地名負廣來津君者とあり廣來津公の尊胤と云ことありて當國

一宮二荒神社、則豊城入彦命を祀ひ祀事あり、その下の神社部、古碑部等、委しく記し、これ考あをせしむべし。

万葉集卷十四下野國歌小之母都家野ヤノ志

母都家努ツケヌと書し、古ハ奴ヌとのよみて、乃ノといふべし、さるをヤノ志母都家と唱て、努を省くハ後世の訛なり、

下毛野の毛を省き、延喜民部式に九諸國部内郡里等名並用二字必取嘉名ありて必二字は約むるに付て、いふ得たる死故、強て字を省き下野と書しその好む。

さて名義の説ハ、職原鈔頭註より引くる。日本風土記抄小上毛野下毛野者兩國中間有二野曰佐野笠懸野其野中有一河号渡瀬又有川曰佐

野中川以渡瀬為兩國境川西曰上毛野東曰下毛野川東為下川西為上古今例也所以流東南也又毛者有田曰毛後除毛字云

貝原篤信篤信字子誠通稱久兵衛号益軒又損軒讀書之所有一室云筑前人仕國侯日本釋名小

上野下野此二國ハ昔野多一上野ハ上小阿里下野ハ下小あり上毛野下毛野と云津ハヤをめ此字毛ハ野小草多き故小云了野を略して上津毛下津毛と云今一下野ハ野多一上下ハ都の方より

ついでをかねり云云

齋藤彦麻呂彦麻呂通稱可恰好國學士師本居宣長松平防州侯家臣諸國名義考小

名義ハ毛野ナリ云々毛ハ草木五穀をいひ魚取あるべし其始ハ木をいひる名あり万葉集にト木成毛とよめる事志バク阿里外國ハも左氏傳ハ食土之毛註毛草也とあり字典ハ粟麻五穀之属皆曰毛トとあり素問小地有草木人有毛髮應之ズとあり云云

守弘オモ按オモふ木キを氣ケと云イハれルも阿ア比ヒバ毛ケハ草  
 木キをサし野ノハ顯シ昭シガ古コ今イマ註チしテも坂サカ東トウハ足アシ柄ガラの  
 関セキ々々東ヒガシノ山ヤマ々々も侍サマらズ皆みな遥ハルカ々々野ノヲ  
 平ヒラらズ都トヲ如スベくス平ヒラらズれル故コ國クニナレバ毛ケ野ノ國クニ  
 名ナハク々々形カタチ々々思オモへルも然サるコト々々  
 内ウチ藏サウ寮リョウ式シキニ種カモ十トウ枚ヒラ下シタ野ノ國クニ所ヨリ進マツルとアリテ當タマ  
 國クニ々々古コハ好ヨキ毛ケ席シマ々々織オリ々々奉サげテ國クニあり是  
 依ヨる毛々々好ヨキ毛ケ出デル野々々

義ヨシ々々毛ケ野ノ國クニ々々ハ名ナつけ々々ものカモ々々  
抄加カ母モ毛ケ席シマ燃ネ毛ケ為ナ席シマ也ナリ々々上ウヘ代トコロ々々專モト々々  
獸々々皮クニ々々席シマ々々又マタ毛ケ々々糸イト々々織オリ々々席シマ々々用ヨウひタリ其例レイハ古コ語ゴ拾シツ  
遺々々好ヨキ麻マ所ヨリ生ナル故謂イハ之ヲ總ソウ國クニ穀コク木キ所ヨリ生ナル故謂イハ之ヲ結ケツ  
城郡キョウ古コ語ゴ麻マ謂イハ之ヲ總ソウ也ナリ々々出イ羽ハ好ヨキ羽ハの出故コの名  
葉集シツ々々載オり之母モ都ト家ケ野ノ美ミ可カ母モ乃ノ夜ヤ麻マ々々出イ羽ハ好ヨキ羽ハの出故コの名  
山の義々々種カモを織出デる依て  
負々々名ナ々々  
羊毛ケ也ナリ波ハ良リョウ介ケ志シ知チ留リウ々々記キ々々々々眞マコト種カモの眞眞マコト吉キチ野ノ眞マコト熊クマ野ノ眞マコト々々  
謂之ヲ毳ケ毼テン加カ毛ケと記々々々々眞マコト種カモの眞眞マコト吉キチ野ノ眞マコト熊クマ野ノ眞マコト々々

同く称美の辞あり、但し真ハミトモト通音あることより、猶三毛毳山のこゝハ名所の条に委しく記されば考へ合はる。

### 郷名存廢

倭名類聚鈔に下野之毛豆國國府在都賀郡行程上三十四日下十七日

管九田三万百五十五町八段四步正公各三十万束本額百八万六千九百三十五束雜額三十八万六千九百三十五束

足利阿志加々 梁田夜奈多 安安 都賀國府

寒川佐無加波 河内 芳賀波加 鹽屋之保乃夜

那須

類聚國史卷十九延曆十七年詔昔難波朝廷始置諸郡と云々其ハ孝徳天皇の御世に縣と云々之郡と定められしなり然るに新井君美ゆりの説に郡と許富理と云々と韓語より出たり今の朝鮮語に郡縣とコホルと云なりといひたり、黒河春村に許富理と韓語と云甘心かき疑ふべく配と同語をいひたり。

### 足利郡

大窪オホクボ 田部 堤田 土師ハジ 餘戸ベノウマヤ 驛家

大窪存存今ハ大久保に作る足利驛と佐野天明駅との間あり、田部堤田土師ともに廢も但し足利驛より上野國への往還筋に葉鹿と云村あり、土師の訛りてハあわら餘戸に存存今ハ五十戸を作りてヨベと唱ふるなり、足利驛の西の方十餘町許あり、則し上野への往還なり、新田老談記と云書に天正十二年小田原の北条氏政金山の城を攻るに五十戸大岩の郷人等云々云々、より金山城ハ上野國新田郡に新田山と古歌あり、新田義貞朝臣



も則ち此所は居住せり、後、由良信濃守貞治住も、  
戸令は五十戸を以て一郷とす、一郷は餘りぬれば、別は餘戸を置と記し、  
万葉集は五十戸を以て訓り、家字の訓より、何れ、よく考ふべし、

梁田郡

大宅 深川 餘戸

やもふ廢も、

安蘓郡

安蘓 說多 意部 麻績

安蘓、說多、意部、とす、廢は麻績は存も、今、小見子作る佐野天明駅の  
北の方よりあり、さて麻績の續は、續の誤りなり、

都賀郡

布多<sup>タケヘ</sup>。高家<sup>タケヘ</sup>。山後<sup>ヤマノチ</sup>。山人<sup>ヤマノチ</sup>。田後<sup>タシリ</sup>。生馬<sup>イクマ</sup>

。秀文<sup>シトリ</sup>。高栗<sup>タカノリ</sup>。小山<sup>コヤマ</sup>。三嶋驛家<sup>ミカモノヤマ</sup>

布多廢は、或人ハ二荒山を布多の荒山と云ふと云ふ、高家  
存り、今ハ武井子作る家と井ハ假字ト云、後世ハ、例數多あり、  
和名抄中佐渡國の郷名ト、高家あり、假字多介倍とあり、さて武井ハ  
朽木駅の南の方より、山後山人ト、廢は田後ハ存も、今ハ田尻子作る、  
是ハ朽木の西北の方よりあり、生馬存り、今ハ生駒子作り、寒川郡ハ属ハ、  
小山駅より佐野への往還筋あり、秀文ハ委文の誤り、シトリハ、今ハ志鳥  
コ作り、太平山の西北の方よりあり、高栗廢は、但ハ東大寺要録ハ高栗と  
記し、これハ、田川ト、今ハ川の名ハ田川あり、考ふべし、  
小山存り、奥道中の駅家なり、三嶋驛家ハ三嶋の誤り、今ハ下津原村ト  
云所なり、兵部式ハ三嶋驛ト云、万葉集ハ、美可母乃夜麻ト云、

同所なり、委しく下の名所の条よりなり

### 寒川郡

真木 池邊 努宜

真木池邊廢り、努宜に存り、今、野木に作る、奥道中の駅あり、是れ今都賀郡に屬す

### 河内郡

文部 刑部 大續 酒部 三川 財部

真壁 輕部 池邊 衣川驛家

文部廢り、但し芳賀郡より文部あり、是も廢せり、万葉集卷二十、天平勝寶七歲乙未二月、相替遣筑紫諸國防人等歌あり、中、下野國、

防人部塩屋郡上丁文部、是人が歌あり、續日本後紀卷九、陸奥國、人文部、繼成と云人、則、下野君の後あり、是も當國の文部より出り、刑部存り、宇都宮の東南、三川存り、今の上三川、大續廢り、酒部、坂上より作り、上三川の南あり、三川存り、今の上三川、上中下とあり、内下三川、今三村と稱し、財部、真壁、輕部、廢り、池邊、宇都宮の古名、同所の池上街、その名残り、上野宮住り、宇都宮に、二荒神社のこと、地名、池邊郷とあり、池、鏡、池とて、今、衣川驛家、兵部式より、是れ、今廢り、是れ、何所、定り、猶次の駅馬の条にあり

### 芳賀郡

古家 廣妹 遠妹 物部 芳賀 若續  
承舍 石田 氏家 文部 財部 川口

真壁 新田

古家廣妹、遠妹とも廢れ、但し妹の誤あり、今中川の邊、大瀬村あり、廣瀬、遠瀬ありの轉、考ふ、物部、真岡の南、物井村あり、芳賀、天正年中より真岡と改む、字、芳賀、芳賀林、芳賀沼等あり存せり、芳賀氏の古城跡あり、委しく、下条、若續、若續の誤、真岡の東あり、若色村あり、或人云り、若色村、今東郷と唱ふれ、天正年中より、若色郷と、芳賀伊賀守が族、若色掃部助と云人居住も、承舎、今續谷を作りて、真岡の東北の方あり、氏家中頃より、塩谷郡に属し、今奥道中の駅あり、文部、財部廢れ、但し今續谷村の北の方、給部村あり、財部の轉、川、只中川の邊あり、川合、或人云り、真壁、新田廢れ、但し新田、兵部式、新田駅あり、今氏家駅の東北あり、櫻野村あり、云、其の次より、

塩屋郡

山上。片岡。阿會。散伎。山下。餘戸

塩屋、シホヤ、今の俗、シホヤと呼ぶあり、文字、近世、塩谷、作、委しく、下の名所部の塩屋里の条より、山上廢れ、片岡、今高原山の東南あり、阿會廢れ、散伎、佐貫作り、舟生駅の東南あり、山下、餘戸あり、廢れ、

那須郡

那須。大笥。熊田。方田。山田。大野。茂武。三和。全倉。大井。石上。黒川

那須郡、往古、一國なり、國造本紀、那須國造、向日代朝御代建沼河命孫大臣命、定賜國造、然、孝徳天皇の御代、坂東の小國と、郡、改む、世神、八井耳命、孫建五百建命、定賜國造、神野國、那須郡に属して、今の

狩野郷と云所ありと、白川の廣瀬以寧ハ云り、さしあむじつ、さて那須郷や  
 唱へし所いづれも今知れず、但し那須國造韋提と云人の碑ハ今黒羽  
 城の南の方より湯津上村ふあり、其邊ありむ、大筭ハ大桶ふ作りて鳥  
 山城の北の方よりあり、熊田ハ同所よりあり、方田ハ堅田より作りて存す、山田ハ存す  
 黒羽城の東南より中川の東岸あり、大野ハ武茂庄ハ今大野地と云所あり、是  
 ちく、武茂ハ武茂の轉倒よりタケブなり、今武部より作り、神名帳より載せ  
 建武山神社ハ當所よりあり、續日本後紀ハ下野國武茂神坐採沙金之  
 山とあり、今其邊ハ金洗澤と云所あり、然るを近世宇都宮の一族武茂常  
 陸介と云人當所より居住して、字音のまへムモと唱へし、今の俗ハ訛りて  
 川の庄と唱へしあり、さし武部村ハ舊の如くタケブと呼ぶあり、三和ハ三輪  
 作りて存す、三和神社ハ當所よりあり、神名帳、三代實録等に載り、全倉  
 廢也、但し矢倉と云村あり、全ハ矢の誤り、いれざる、考へ、  
 大井より大湯、大湯村ハ葦野駅の西よりあり、石上ハ今上下二村に分れて、太田  
 原駅の西の方よりあり、兵部式ハ、磐上駅と記し、黒川ハ奥道中の往還筋  
 より、黒川と云川の岸より、兵部式ハ黒川駅と記し、さし、回國雜  
 記ハ、

延喜兵部式下野國驛馬

足利 三鴨 田郡 衣川 新田 磐上

黒川 各十足

傳馬

安蘓 都賀 芳賀 塩屋 那須郡各五足

一本足利駅を、餘戸駅より作り、和名抄より、餘戸駅家と記し、さし續日本  
 紀ハ、光仁天皇寶龜二年冬十月己卯大政官奏、其、東山駅路、從上野國新  
 田駅、達下野國足利駅、此使道也、云々、是利駅ハ今存す、三鴨駅ハ都  
 賀郡下津原と云所あり、和名抄ハ、三嶋駅家と誤り、記し、さし、田郡駅ハ今多功  
 駅より作り、存す、さし、藤原奈良の朝の法ハ、五十里より一駅を置、とあれ、今道ハ  
 里餘りの間、とあり、考へ、知れ、衣川駅ハ、宇都宮の東の方より、今の石

井村のありしを云く、一、田園雜記より、宇都宮より常陸の小栗へ行給ふ条に、夜川と云所より云く、と云く、新田氏家の東に櫻野村、上野新田と云所なりと云り、中昔よりハニヒタと呼び、今ハ櫻野里と称す、今ハ氏家駅ハ、天正五年中より駅場とあり、所より栗ヶ島、増淵内御堂、古宿寺の四ヶ村と合て一駅とせり、今の古宿と云所ガ、舊ハ氏家郷と云、今ハ氏家新田と云所ハ、れども、是ハ元和年中の新開とあり、温井と云所ハ、新田氏家の両郷ハ、和名抄より、芳賀郡なり、中昔より塩谷郡ニ属し、警上駅ハ、今の石上村なり、黒川駅ハ、黒川村より、那須郡あり、都て足利三鴨田郡、衣川新田、警上、黒川、それハ、奥の白川駅まで、駅々の間ハ、七八里許あり、

### 神鳳抄

伊勢太神宮造督遷宮  
事曰食米處々注文

二所太神宮御領諸國神戸御厨御園神田名田等云

### 下野國

二宮 築田御厨

内宮上下縮五足口入九十三足綿二千把布二百段  
外宮上下八丈縮十足四布十段雜用料同國縮足布九十段

二宮 寒河御厨

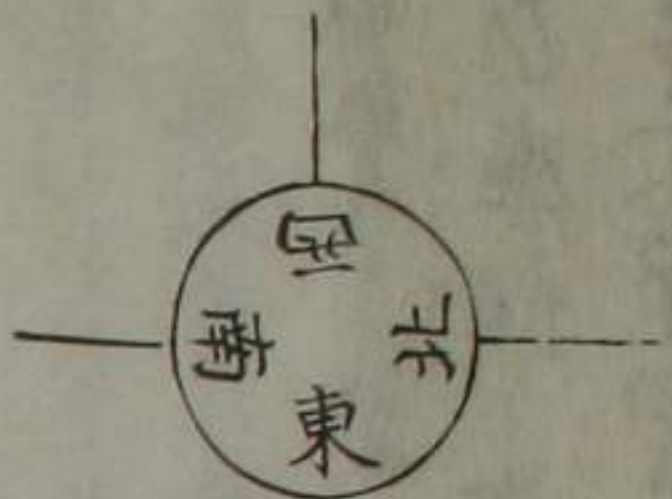
上分同百八十丁御幣紙三百六十帖建曆三年被下院廳  
御下文為一向神領

和名抄居宅類ノ厨和名久利夜とあり、和訓祭ノ厨ハ黒屋とあり、御供所ノありと記し、下ノ、黒河春村ノ説ハ、厨ハ俗字とあり、干祿字書ハ、厨厨上通下正、龍倉龍手鑑ノ部ハ、厨直朱切也、也、ハ部ハ、厨直珠切厨同、廣韻ハ、厨説文曰、屋也、ハ、こゝろ魚鳥を庖丁と云、屋の名あり、名義ハ、倉屋の轉語と云、然思俗作厨直詩切、ゆゑハ、皇太神宮儀式帳ニ、其御倉鑑封、太神宮司御厨置之とあり、等由氣宮儀式帳ハ、倉二字云、厨壹間云、あり、和訓祭ノ黒屋の義あり、といふ、但、御供所ノありと云、後世久利といふ、庫裡と書、當字あり、由緒あると云、然、何、又、築田と書、ハ、築田の誤あり、



下野九郡略圖

但二里ヲ三分十里ヲ三寸ノ割ニ縮圖ス



南北三十里ヨ九寸二分  
東西廿二里ヨ六寸六分

陸奥國境

越後國境

塩谷郡

四万九千石餘

那須郡

九万七千石餘









芳賀郡之圖

塩谷郡

那須郡

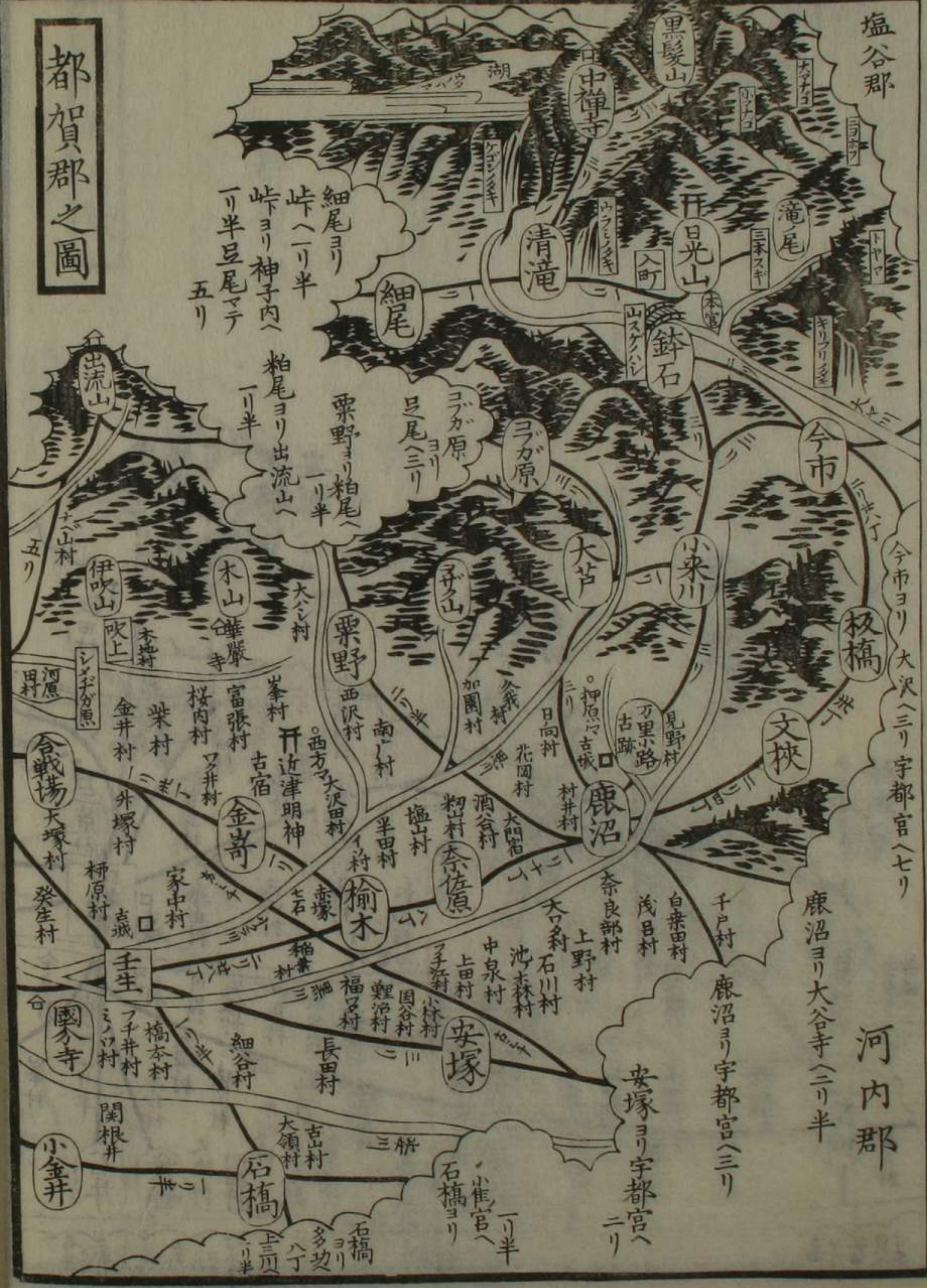
ヒタチ長倉ヨリ  
太田道



河内郡之圖



中禪寺ヨリ  
湯本へ三リ  
湯本ヨリ  
上野國境金  
勢峠へリ半  
沼田領山村  
マテ四リ目光  
ヨリ小川マテ  
ナリ



都賀郡之圖

塩谷郡

河内郡



安換郡

下野國誌一

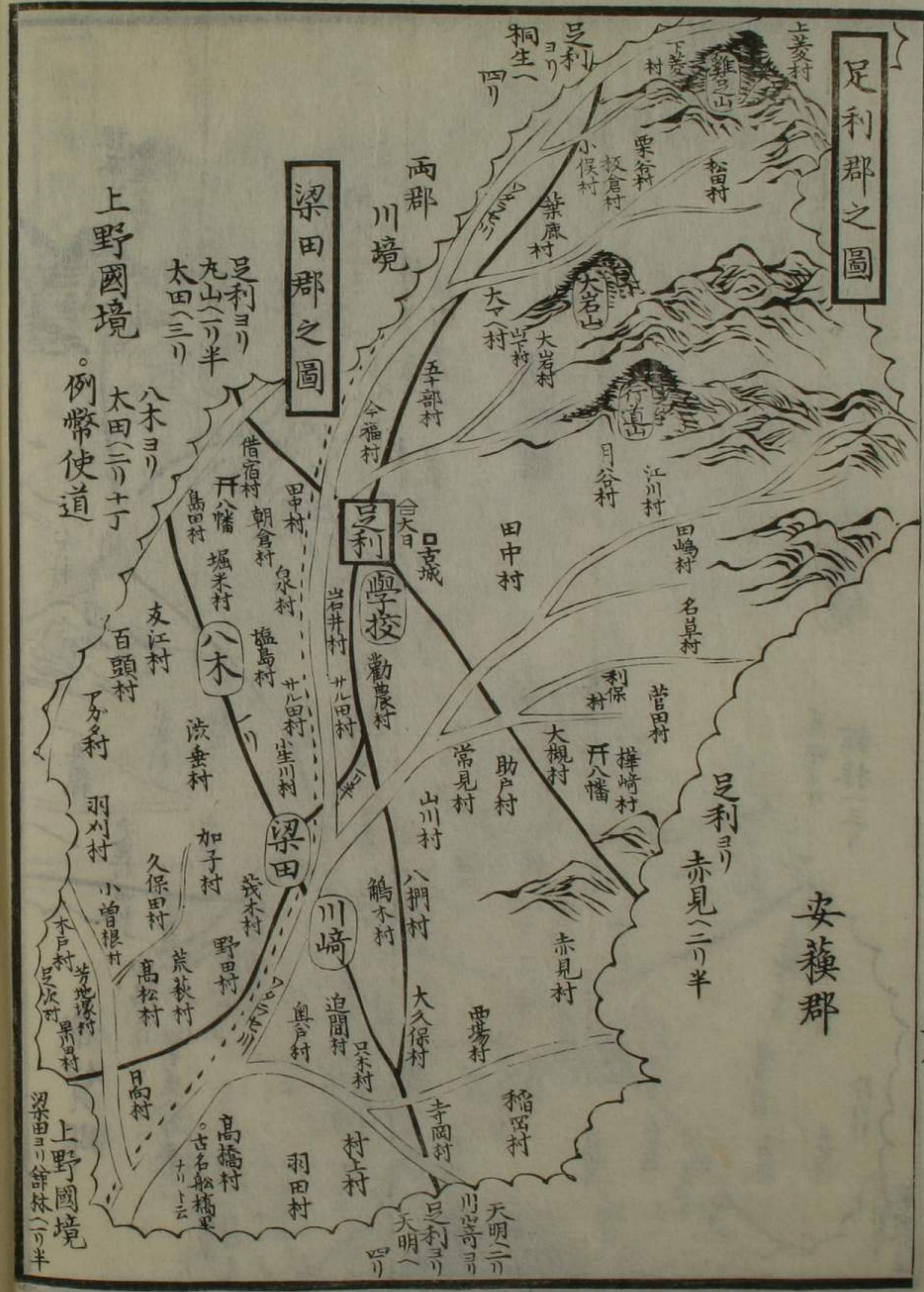
寒川郡、都賀郡ノ中間ニアリテ南北三里東西一里許村數十村アリ延喜式ニ阿房神社、寒川郡トミマタ和名抄、野木ノ郷モ寒川郡ナリ然レバ往古ハ間々田ノ邊ヨリ東南ハスヘテ寒川郡ナシ

上野國境

武蔵國境



足利郡之圖



三代實錄云元慶三年二月二十六日丙戌 勅許

讚岐例損四十九戸云々下野國雖云上國免三十九戸

望請准彼國例被許件數從之云々元慶五年五月

二日己酉是日制以下野國准大國例免三十九戸と

あり

延喜民部式云凡下野讚岐等國准大國聽卅九戸

例損云々あり

枕草子云やうつその權守下野云々拾菽抄職原抄等上國と

職原鈔ノ。成務天皇四年始定國造ト同六年始分國境國造チ乃國司名後改云守也

東山道ハ箇國云云下野上守有權守从有權从

掾有權掾目相當從七位上相當從八位下

頭註凡國守養民之本也故昔撰國守賢不肖每年除目勘解由主計主稅勘其國正稅公廩雜稻勘定並其民安否若能合格式則必蒙其賞違格式用黜陟之法或移下國或遣遠國或貶或刑謂之黜  
上古無守从掾目之官文武天皇時始置之但此時無權官後代置權大畧遥授也正者居其國執政務權者其身居京都以為兼官謂之遥授也凡守掌其國政一切事也从次守掾目書其公文其餘細事皆掾職也目一向執筆役也史生又書記雜事此外每國有郡司博士醫師諸國建學校博士一人讀經籍守以下子若孫或親族或凡民俊秀者入學校

而習之其傍建孔子廟春秋二仲秋奠云々とあり。祿田ハ其國の公廩と給ハ天子ノ小獻ハ田と正稅トハ國守以下に給ス田ハ公廩トハ

職負令小大國守一人掌祠社祠祭也社戶口簿帳記百

也人數字養百姓勸課農桑糾察所部貢舉孝義姓百

有孝義者奏之京都田宅良賤訴訟租調倉廩徭役兵士器仗

鼓吹郵驛傳馬烽候城牧過所公私馬牛闌遺無主

物曰雜物及寺僧尼名籍事餘守准之云云

有職懷中抄古國司の取分ハ大國ハ二町六段上國ハ二町二段中國ハ二町下國ハ二町六段ハ相當ト大國守ハ從五位上上國守ハ從五位下中國守ハ正六位下下國守ハ從六位下ト取分ハ少く相當ト卑ハ故ハ外官ト号ハ賤ト守護ト云事ハ右大将源頼朝卿の時

より始まりて其國の五十分一を取らり今郡代代官あよの如くも  
 國司も守護も其國の政務を執り行ひしあは公家より任むる或國司と  
 いひ武家より置くも守護といふ一國に國司と守護と兩人有て政務を  
 聽し然るを武家の次第小強くなり公家の次第小衰へく終に國司  
 と云ふの絶ちたり今國主と云ひ皆守護なり故に大上中下の國の  
 沙汰ふい及びの様ふちも行ひぬり

和漢三才圖會 地部六十六

下野九郡高四十六万四千石 是はもと日本麻子と云小冊よ  
記しつゝを引つゝのれり

慶長高外帳下野九郡

高五十六万六千六十一石五斗二升七合 千百四十九ヶ村

内高千七百六十八石三斗六合 寺社領

貞享高外帳下野九郡

高六十八万七千七百九十六石四斗三升九合夕 千四百九十六ヶ村

足利郡高三万二千百四十九石三斗三升五夕 四十六ヶ村

梁田郡高一万四千三百九石四斗五升 三十三ヶ村

安藝郡高六万七千八百四十九石二斗七升 八十五ヶ村

都賀郡高十九万六千七百三十三石七斗二升一合 三百七十六ヶ村

寒川郡高八千三百十六石四斗七升五合 十三ヶ村

河内郡高十万六千二百八十九石二斗三升二合 二百六ヶ村

芳賀郡高十一万五千二百八十八石七斗二升四合六夕 百八十八ヶ村

塩谷郡高四万九千十五石九升七合五夕 百六十二ヶ村

那須郡高九万七千三百三十六石七斗九升三合夕 三百八十七ヶ村

以上

下野國誌一之卷終

足利 梅溪田崎明義畫  
北哉 竹邨遠藤順信書

貞享四年高宗親王御下理人撰



